

■ 低迷する狂犬病ワクチン接種と狂犬病発症の変遷史

青木蓉治(昭和36年卒)

1：なぜ、狂犬病予防接種率が低下しているのか

狂犬病予防接種率の低下に関する、新聞報道(日経)に刺激され編纂した資料です。

わが国は、1957年(昭和32)以降から2024年現在まで、67年間国内で狂犬病感染症発生の無い清浄国と世界保健機構(WHO)および国際獣疫事務局(OIE)が認めています。

なぜ、わが国は、清浄国であるのに、狂犬病予防接種の義務付けを飼い犬所有者に課しているのか、この背景には、主にインドやベトナム等アジア諸国で年間約5万人が、犬咬傷で狂犬病に感染し発生があると、WHOは報告しています。

わが国は、このことに鑑み流行国の狂犬病ウイルスが万一、国内侵入を阻止するために飼い犬に接種と犬所有者に義務を課していることの主旨は獣医職の常識とされています。

2023年全国で犬登録は、6,067,716頭、予防注射接種済み約4,299,587頭・接種率約70.9%、未接種約30%です。

例えば、東京都では登録頭数は約543,727頭、予防接種頭数は約379,907頭、接種率は約69.9%です。60%を下回る接種率の自治体においては、室内飼い犬登録40%以下の飼い犬所有者が接種を怠っていると推測できます。

自治体における狂犬病予防接種率は、なぜか、地域差が大きく、山形県はほぼ100%接種率ですが、沖縄県は50%と低率で、北のほうが高く、南のほうが低い傾向が見受けられます。

近時の報道でワクチン未接種犬に咬まれる事故がありました。事例は、群馬県伊勢崎市の公園で、小学生12人が、四国土着の中型狩猟犬(四国犬)の咬傷を受けたことです。

四国犬は、飼い主に忠誠心が強く、群れ(飼い主)やテリトリーを守る傾向が強く、知らない人には警戒心をいさぐ特性があるようです。

飼い主は、この犬に狂犬病予防接種を受けさせない理由として、以前、飼っていた犬が接種後に死亡したことで「狂犬病ワクチン接種が悪い」と話しています。

2：なぜ接種を怠るのか

WHO(世界保健機関)は、予防接種率70%以上のワクチン接種がなければ、集団として狂犬病蔓延防止効果が不十分と知らしています。

なぜ接種義務を怠るのか、この理由として犬所有者、ペット販売業者は、国内で1957年(昭和32)狂犬病発症例が無いこと。またインターネットでワクチン効果や安全性に関する不正確な情報流布。他の犬と接触させない室内飼育犬である。などが挙げられています。

現在、WHOとOIEが清浄国と認める国は、わが国の他ノルウェー、スウェーデン、イギリス、アイルランド、ポルトガル、ニュージーランド、オーストラリア、メキシコです。清浄国とする、わが国は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック経験を教訓に、近時の世界的流行の「梅毒・サル痘・麻疹・デング熱・マラリア・米国での鳥インフルエンザ「H5N1型」の牛感染」等の発生事例を顧みると、担当行政組織や予防未接種者の狂犬病感染症の100%致死認識欠落が案じられます。

今日、世界はつながり、支えあい、わが国も厳しい動物検疫体制を空港や港湾で、狂犬病侵入阻止で、清浄国地域以外の犬猫の処置に、入国180日前までに2回の狂犬病予防接種後、十分な抗体価の獲得の検査が求められています。

狂犬病ウイルス侵入に関して、考慮すべき課題として、特に、輸入ペットのフェレットが年間1万5千匹以上も無検疫で、狂犬病ウイルス潜伏の要注意哺乳動物の輸入の畏れを思慮感じます。1998年(平成10)10月2日付、法律第115号・狂犬病予防法(改正)で犬に加え猫、アライグマ、スカンク、狐が加えられています。

3：わが国は67年間以上、狂犬病発症がないので安心？

1957年(昭和32)猫が狂犬病発症してから67年間以上、国内で発症例がないので、狂犬病ウイルス終息と考える関係者がいるようですが、わが国と同様に島国の台湾に於いても狂犬病発生が長い年月ありませんでした。ところが、2013年7月に台湾政府による野生動物調査で、狂犬病ウイルス検出されたイタチアナグマ3頭の報告があり、翌2014年に台湾国内地域内調査で、イタチアナグマ389頭、ジャコウネズミ1頭と、飼い犬狂犬病感染死亡1頭の事例があります。この発症死亡犬は、イタチアナグマ咬傷が原因で感染し、収容施設で経過観察中に死亡しています。

このことから台湾国内では百年以上も狂犬病ウイルスが動物間で維持されてきたものだと、ウイルス遺伝情報で判明されているようです。わが国内の野外フィールド調査は未実施です。

2024年(令和6)4月22日付日本経済新聞の報道(抜粋)、犬や猫の生育環境改善のため、ブリーダー飼育上限数を段階的に減らす「動物愛護法の規制が6月に完全施行となる」この規制前の措置か、人の少ない山中を徘徊する純血種の出産後犬の廃棄が全国でみられ、北海道別海町では中・大型犬群れで牧場牛を殺傷する被害が発生しています。

この事象を勘案すると、5類感染症に指定された新型コロナの侵入例と同様に、狂犬病ウイルス侵入と流行が懸念されます。

注：「1957年(昭和32)わが国で猫が狂犬病発症した都道府県名を資料で索引ができませんでした」

4：狂犬病予防法第27条で20万円以下の罰則適用外の措置

予防ワクチン年1回の接種義務違反者は20万円以下の罰金対象に抵触します。

2016年の検察統計では113人が罰金、151人が不起訴とされています。

ただし、獣医師の判断のもとで、ワクチン接種の回避・猶予に適応外例は、老犬・高齢犬で健康観点の理由が摘要されています。この場合、飼い犬主は獣医師から接種猶予証明書を受領し、市区町村役所や保健所に提出する義務が課せられています。

なお、未接種の飼い犬違反者に罰金を課する手順は、初めに狂犬病予防員が飼い主に再三に及ぶ狂犬病接種義務と感染予防上の意義を口頭で懇切丁寧に納得と理解するように説明が求められます。この説明を無視する際は、紙面で飼い主に狂犬病予防法27条に定める狂犬病予防接種義務違反者として、狂犬病予防員の刑事告発処分を発令する旨、飼い主宛に必ず事前に紙面で交付し、この措置後に、公務員に課された刑事訴訟法第239条2項で定める、「公務員は犯罪があると思料する際」、告発しなければなりません。

具体的には、告発義務を履行する際は、先に記述したとおり慎重に判断し、適切な行動を取ることが求められていますので、現在、狂犬病予防員と地方自治体は、この告発慎重論の先行が、ワクチン接種率低下の根底に一因あると推察します。

5：地方自治法の一部を改正で政令市・特別区の狂犬病事業は

1974年(昭和49)6月1日法律第71号をもって地方自治法の一部を改正する法律が、同月10日付、政令第203号で地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布され、都道府県知事(地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項で定める政令市・特別区の市長・区長は住民に身近な第1線機関の保健所の政令市・特別区(東京23区)は、犬の登録及び予防注射の事務、野犬の抑留事務が知事に課されています。

なお、狂犬病予防法施行で(昭和25年10月5日付け発衛第170号厚生事務次官)特例の通知で都道府県知事は、都道府県の職員で獣医師である者のうちから狂犬病予防員を任命しなければならない。と、定めていますが、特別区23区内の保健所獣医師職の多くは食品衛生監視員・環境衛生監視員が稀に担当し、狂犬病予防事務の多くは事務職が担当する部署もみられます。

6：保健所と動物愛護センターの違いとは？

保健所と動物愛護センター(名称は、各地方自治体によって動物指導センターや動物管理センターと呼ばれる)は、犬や猫の収容と保護を行う組織ですが、各々の役割の違いや、業務内容を知っている方は多くはないようです。

保健所は都道府県と政令指定都市、中核市、特別区などに設置されている公的機関で、全国に469カ所あり、地域の医療機関や市町村にある保健センターと連携しながら、地域住民の健康と危機管理を担っています。その業務の一環として、動物によるさまざまな問題が発生した際に動物の収容や保護を行います。

一方、動物愛護センターは「動物愛護管理法」に基づいて、主な業務は「動物保護」と「動物愛護普及」の公的機関で、動物愛護をモットーに愛護精神をベースに動物愛護と動物福祉の拠点施設として活動しています。分かりやすく言えば、動物愛護センターは保健所の動物に関連した業務を行うことに特化した機関で、「動物取扱対策事業」「動物由来感染症情報分析体制整備事業」なども業務の一環です。

保健所は、収容した犬や猫の保護・収容された動物は、一定期間が過ぎると、動物愛護センターへ移送します。

7：狂犬病ワクチン接種誕生の経緯と敗戦後の狂犬病流行

1950年に狂犬病予防法が制定される以前、1923年(大正12)から1925年(大正14)にかけ、狂犬病犬3千頭余の大流行が発生、人も狂犬病感染で死亡例があり、1928年(昭和3)狂犬病犬441頭に激減しています。

この激減の裏面には、1929年(昭和4)4月11日付で狂犬病防疫に関する事柄の主管が農商務省(のちの農林省)より、内務省(衛生警察)に移管を受けています。この事務移管で、衛生警察官が犬飼い主に対して強権力で予防ワクチン接種を進めた結果が影響していると推測できます。

しかし、1945年(昭和20)内務省(衛生警察)が担当していた狂犬病防疫活動事務が敗戦後の食糧不足で混乱する社会情勢下で、狂犬病防疫活動も低調に推移し、狂犬病の流行が萌し、この事態を戦勝連合GHQ総司令部公衆衛生福祉局局長名の「狂犬病予防対策確立について」1950年(昭和25)3月6日付の指示を受け、同年8月26日付法律第247号 狂犬病予防法制定があります。

この狂犬病予防法は、他の法律の関与を受けない単独法で、主旨は野犬(放浪犬)抑留の義務化、放浪犬追跡時にやむを得ない状況のさいは、犬所有者やその他の者の土地内に無許可立ち入りが可能となり、犬の登録、予防注射(年2回)接種が、保健所所属の狂犬病予防員(獣医師)、開業獣医師・住民団体の協力で、わずか7年の短期間で狂犬病流行の阻止に至っています。

8：狂犬病発症の変遷史

①；最古の狂犬病の日本史における記録は西暦717年に発布された養老律令に「其れ狂犬有らば所在殺すことを聴かせ」狂犬病の流行があったか否かは定かではありませんが、法令で狂犬病と和名で記載はありませんが、少なくとも当時、狂犬病の流行があったことは推察できます。

②；丹波康頼(911~995)平安時代の医家。先祖は中国の渡来人で、当時の中国の医書をもとにして982年に著された、

日本最古の医学書である『医心方』に狂犬病の記載があるという。しかし、実際に当時の日本で狂犬病が流行していたか否かは不明で、まだ人口も少なく、犬の数も多くなかった時代に狂犬病が蔓延していたとは考えられない。狂犬病が流行したとしても、中国、朝鮮からの輸入犬に起因する小規模な流行であったのではないかと推測される。

- ③；わが国で犬の数が増え、野良犬対策が必要になったのは、徳川5代将軍綱吉時代の「生類憐みの令」1687年から、犬の飼い主に犬登録、「毛色、性別、年齢」の特徴を犬目付まで届け出て「御犬毛付帳」に記帳してもらうことが義務付けられ、犬が病気になれば犬医師の治療を受けさせ、死亡すれば犬目付に届出たのち無縁寺に埋葬しなければならず、犬が行方不明になれば犬目付の厳しい取り調べを受けるため、庶民が犬に係わることを避けるようになり、野良犬が江戸市中に急増する結果となったことで、1692年に人喰犬繫留命令の発布、効果は見られない、1695年に荒れ犬の収容所を四谷大木戸に設け、野良犬を収容。しかし、小屋に収容できなく、JR中野駅を中心に16万坪に及ぶ広大な犬小屋を設営し、野良犬を収容して飼育。この犬小屋は綱吉の死後、「いわゆる生類憐みの令」は、1709年に廃止された。日本で狂犬病の流行が記録は18世紀以降です。8代将軍徳川吉宗が支配した享保年間には狂犬病の大流行がみられ犬・馬・狐・狸の感染発病の記録がされています。幕府医官の野呂元丈(1692～1761)は著書『狂犬咬傷治方』で「咬まれた傷は軽くとも、あとで再び病が重くなって十中の八、九は死ぬから瘡口は早く血を吸い出して灸をすえるがよい」と、1761年は蝦夷(北海道)まで感染が拡大しています。
- ④；1732年、8代将軍吉宗の時代に南蛮交流地の長崎出島から、狂犬病流行が始まり、各県に広がり、1873年に長野県で流行したのを最後に狂犬病被害は途絶えています。
- ⑤；江戸時代後期の狂犬病の実態は明らかではないが、10代将軍家治の要請で1788年編纂の救急治療法集『広惠濟急方』に別項目で扱って治療法の記録があることで、狂犬病発生の可能性が推測できる。
- ⑥；1861年蝦夷(北海道)で相次いで犬が病死していく様子をブラキストンが記している(彼は「我々のために日本人が野犬を毒殺してくれた」と勘違いしている)と述べていますが、江戸末期にはジステンパーも日本各地へ侵入し、その猛威はすさまじく函館では90%の犬が死滅したと記されて、新たなジステンパーも野犬を通じて拡散したようです。
- ⑦；東京は1870年に狂犬病の発生が郊外にも及び、引き続き発生がみられたため、東京府は1876年に畜犬規則を定め、その後も狂犬病の発生と流行が続き、1881年に畜犬取締規則の制定以降も、狂犬病流行が続き1886年に東京府下で7名の狂犬病死者がありました。その後も年々増加の一途をたどり、強力な狂犬病対策を畜産業や一般社会から求められ、1881年(明14)警視庁不達の「犬飼い主は犬に首輪を付けていれば自由に飼育可能」を改正し、1921年(大10)畜犬取締規則の即日施行で次のように定めています。
- (1)「犬飼育開始3日以内に届出、分婏子犬届出、首輪付着していない犬は野犬とみなす。」
 - (2)「咬傷のおそれある犬に係留・口綱の措置」
 - (3)「狂犬病感染動物の殺処分」など
- ⑧；1893年2月、長崎市に外国人が持ち込んだ犬が狂犬病流行の起因発生で、5月までに犬咬傷の被害者は76名、狂犬病死者は10名発生、市民は犬735頭を撲殺しています。
- ⑨；1893年には神奈川県足柄郡に、1894年には山口県佐波郡に狂犬病が流行して牛馬の被害が大きかったようです。
- ⑩；1894～95年にかけて長崎県全域に狂犬病の流行が広がり、狂犬病死者は21名となった。この狂犬病流行に際して、長崎病院内科医長栗本東明が、1895年に日本で最初のパストゥール法の曝露後免疫を行い、栗本の曝露後免疫を受けた者は15カ月間で62名に達し、そのうちの2名が免疫治療中に発病して死亡します。
- ⑪；1896年3月、法律第60号で獣疫予防法改正。家畜伝染病から家畜を保護し畜産の振興を図ることを目的として、同法で初めて獣類に犬が加えられ、獣疫の中に狂犬病が規定されました。この改正由来は、1892年頃から本病感染犬咬傷で、牛馬の死亡被害が多発し、併せて、狂犬の処分費用の国庫負担の記述があります。
- ⑫；1897年8月伝染病研究所でもパストゥール法による曝露後免疫が開始され、伝染病研究所は咬傷被害者に発病予防処置ワクチン接種を希望者に行い、地方での狂犬病流行に際しては出張治療も行い、この年から全国の狂犬病発生件数の公式記録が開始されています。
- ⑬；1902年まで狂犬病発生は九州全域に拡大しています。なお、1903年にイタリアの病理学者アデルキ・ネグリ氏に発見され、狂犬病動物の神経細胞内に特異的に出現する、ネグリ小体を発見し診断技確定に寄与し、ノーベル生理学・医学賞受賞者。

- ⑭；1905年11月、神戸市を中心に狂犬病流行が兵庫県下に広がって約3カ年に及び、この間4,000人以上の咬傷被害者と45名の狂犬病死亡者が発生しています。流行の発端は岡山地方から来た猟師と同行の狩猟犬が宿泊先の飼い犬を咬みこれが原因とされています。
- ⑮；1906年には青森県下で狂犬病が流行し、狂犬病の犬157頭、狂犬病の馬6頭、死亡者11名の被害がありました。この流行の発端は日露戦争後に樺太から凱旋の軍人が連れ帰った犬に起因し、全国規模に拡大しています。
- ⑯；1907年に北海道室蘭に狂犬病の犬が現れ、またたく間に近隣地方に広まり、4カ月足らずの間に狂犬病の犬252頭、狂犬病死亡者21名とされています。流行の発端は青森県から移入された狂犬病潜伏期の犬とされています。
- ⑰；1907年には静岡県下で狂犬病流行が発生し、神奈川県足柄郡にも飛び火し、1908年には山梨県でも狂犬病の流行あり、また神奈川県横浜を中心とした流行も1908年から1909年にかけて発生しています。
- ⑱；1910年には宮城県の狂犬病流行が岩手県下に侵入し、東京、神奈川、千葉、長野、九州での発生があります。
- ⑲；1911年、東京で狂犬病が大流行し明治45年末期まで増加の傾向は大正時代に入ってより顕著となっています。
- ⑳；1918年神奈川県で犬の集団予防接種を行い、翌1919年に東京も集団予防接種を開始。効果は狂犬病の犬及び咬傷被害者の減少として現れた。1921年から23年にかけて約3,500件の発生と増加しているのに対して東京は384件より126件と減少を続けましたが、；1921年(大10)東京犬登録数約4万9千(1匹/約14世帯)。94年後の2015年(平26)は 6,382,049匹、(1匹/約12世帯)で犬と生活しています。
- ㉑；1922年に家畜伝染病予防法で「犬に狂犬病予防ワクチン接種義務」が付加されて後、これ以降約10年で、年間発生が数件に激減しましたが、1923年(大12)関東大震災発生から1925年にかけての3年間に、全国9,000匹以上の大流行で感染犬が確認されています。なお1922年には家畜伝染病予防法が制定され、狂犬病を発病したすべての家畜の殺処分が定められています。
- ㉒；1923年の流行の中心は大阪に移り、狂犬病の犬は1,338頭に達して全国発生の約半数を占めた。また例年、狂犬病発生がみられなかった北陸地方、四国地方でも狂犬病が発生し、全国規模の流行が発生しています。
- ㉓；1924年は関東大震災の影響で東京での狂犬病発生件数が700件を超え、大阪も600件以上、神奈川県と兵庫県で200件以上、史上最多の発生が記録されています。
- ㉔；1925年から飼い犬の予防接種と野良犬の取締りが強力に進められて、大阪700件、東京600件、神奈川500件、兵庫400件以上の狂犬病の発生があり、前年とほとんど変わらない件数であったが、翌1926年以降は明らかに減少し始める。
- ㉕；1930年には全国発生件数が2桁になり、1933年から43年までの発生件数は1～21件になっています。
- ㉖；中国や米英を相手に1937年に始まり1945年まで8年間に及ぶ戦争で明けくれた結果、狂犬病予防対策行政は疎かになり、1950年まで年間約1,000件に及ぶ犬狂犬病発生で人も被害を受けています。
- ㉗；1947年(昭22)保健所法制定で獣医・生活関係営業に関する事務は保健所で担当、犬管理センター設置まで、野犬捕獲人常駐していました。
- ㉘；第2次世界大戦(1045年8月15日)の終結から5年を経た、1950年(昭25)新制獣医師法による第1回獣医師国家試験実施・犬の輸出入検疫規則公布。狂犬病予防法公布「ワクチン年2回接種」が義務とされた。
- ㉙；1956年、犬6匹発生を最後に、犬狂犬病発生事例の報告はありません。
- ㉚；1957年(昭和32)国内最後の狂犬病発生(猫)事例があります。
- ㉛；2012年に米国では年間20～30犬の狂犬病感染の発見。同年、飼い猫に咬まれて狂犬病発症事例と、感染猫の発見数が年に200～300件もある報告、猫は犬よりも約10倍も狂犬病に感染している事態で、米国は野良猫・放し飼い猫と共にフェレットも危険度の高い動物と警戒の報道があります。

- ③2；2013年(平成25)動物愛護法及び管理に関する法律の改正に伴い、開業獣医師の責務も新設され、接種していない方への指導が、強く求められています。
- ③3；2022年(令和4)6月1日付で「狂犬病予防法の特例制度」ブリーダーやペットショップで販売される犬にマイクロチップ装着し、環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」が義務化され、犬所有者の飼い犬登録の負担が軽減された。

8：古き記憶を辿りて

月日は容赦なく流れ、懐かしい教授・多くの学友は彼岸で親睦暮らし、此岸の同窓学友は86歳を超え約70名です。2024年1月29日、8歳年長の蔵田幸男(鹿兒島)同窓仲間が彼岸の仲間入りをしました。

(現)危機管理学部所在地の世田谷区下馬に、日本大学農獣医学部獣医学科は1996年(平成8)に44年間所在した、世田谷の下馬から藤沢の六会へ1996年(平成8)移転し生物資源科学部獣医学科と改組、「いつの日か、学舎正門門標に日本大学獣医学部と改名の日が楽しみです」

母校の前史は1907年(明治40)東京獣医学校で設立、戦後、東京獣医専門学校と改名し、1949年(昭和24)新制の東京獣医畜産大学、1951年(昭和26)に日本大学と合併、翌1952年(昭和27)日本大学農学部にて獣医学科を併置しています。

この史歴の1957年(昭和32)4月、正門脇の桜花、(入学式は木造2階の講堂で獣医学科生約160名(含む女性4人)の学友うち、米国占領下の沖縄出身2名は米国発行パスポートと、ドル貨幣持参の留学生。クラス主任は川田信平(発生学・解剖学)・副主任は大熊俊一(病理微生物・ドイツ語)担当でした。

登校は、下馬学舎近辺の下宿生を除き、多くは渋谷東横デパート2階の渋谷駅から三軒茶屋まで2両連結の多摩川線は路面走行、車内は、三宿の昭和女子大生、三軒茶屋の明治薬学生、日本体育大生と登校時は混雑していました。

三軒茶屋駅周辺は居酒屋や麻雀店・パチンコ店が多く営業する繁華街。この時代、1960年(昭和36)東京オリンピック開催準備で、競技場や東海道新幹線、東京モノレール、首都高速道の建設、東京タワーの基礎工事と都市インフラ整備が進められている一方、木造住宅街には放浪犬(野良犬)や首輪付犬の徘徊を目にする機会が多くありましたが、今日の都市高層住宅街路地を徘徊する犬を目にする機会はなくなりました。

編者は、藤沢本町と善行駅の小田急トンネル上の富士の山を望む下宿生活を小学5年、中学、高校と送り過ごしました。1950年(昭和25)頃、社会全体が貧しく、大人の多くは緑黄色軍隊着用と日本敗戦の残影が色濃く残っていました。

今日、善行や六会は住宅街、開発前は雑木林や田畑、藤沢市内には荷役牛馬・木炭利用エンジンのトラック、主食は薩摩芋や麦飯でした。

六会日大校舎の一角は台地、旧海軍の藤沢飛行場、使用されない滑走路端の崖地に張り付くように破損した戦闘機1機が残存していました。

特に小学時代の夏休み悪ガキ仲間と、聖園女学院の丘陵に掘られていた防空壕内を松明かざして機銃弾を拾い、その薬夾と火薬でロケット遊びや、小田急線脇の田畑、近くの用水路を堰止め、びしょ濡れになり、手拭いを網代わりに、メダカ・タナゴ・ドジョウ・タニシを捕まえて喜んでいました。

当時の情景が角笛会総会参加学年幹事(吉村武明(開業医))と毎回出席時に甦ります。

「引用資料」

- 1 飼い犬登録及び狂犬病予防接種……厚生労働省
- 2 厚生省感染症統計資料
- 3 東京都衛生行政史(昭和36年発刊)
- 4 東京都獣医衛生動物管理業務必携(昭和56年発刊)
- 5 明解獣医学辞典(株式会社チクサン出版 1991年発刊)
- 6 内務省(警視庁)通知
- 7 日本風俗史辞典(日本風俗史学会編)
- 8 徳川時代警察沿革誌(上巻)警察協会編；国書刊行会発行
- 9 角笛会会報誌；平成24年「忘れられている狂犬病対策」

編纂拙文の誤脱字・文書表現、史実の記録の記述に誤りがある際、寛容なお心で笑読を願いたく、併せお許しください。角笛会会報誌事務局の諸氏に拙文編集労に「ありがとうございます」申し上げます。